

とちょう保育園の共同利用に係る応募要項

令和7年10月

(一財) 東京都人材支援事業団

目 次

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 趣旨・目的 | 1 |
| 2 | とちょう保育園の概要 | 1 |
| 3 | 協定について | 2 |
| 4 | 利用方法 | 2 |
| 5 | 今後の予定 | 4 |
| 6 | 応募方法 | 5 |
| 7 | 参考 | 6 |

1 趣旨・目的

東京都は、待機児童解消を進めるためのシンボリックな取組として、平成 28 年(2016 年)10 月、都庁内に事業所内保育所（以下、「とちょう保育園」という。）を設置しました。そして、運営の過程において蓄積されたノウハウや課題等を民間事業者等における地域に開放した事業所内保育施設の設置を促進するために広く発信しています。

このため、とちょう保育園では、東京都職員に加え、近隣企業等の従業員の子供を受け入れ、幅広い保育ニーズに対応することにより、事業の効果検証を行っています。

とちょう保育園設置の趣旨を御理解いただき、本園の円滑な運営に向けて東京都及び一般財団法人東京都人材支援事業団（以下、「事業団」という。）と連携していただける近隣企業等の皆さまからの御応募をお待ちしています。

2 とちょう保育園の概要

| | | | | | |
|--|---|-------------------------------|-------------|-------------|------|
| 設置主体 | 一般財団法人 東京都人材支援事業団 | | | | |
| 運営受託者 | 社会福祉法人 尚徳福祉会 | | | | |
| 設置場所 | 都議会議事堂 1 階南側（新宿区西新宿 2 丁目 8 番 1 号） | | | | |
| 延床面積 | 約 500 m ² | | | | |
| 対象児童 | 0 歳児クラスから 2 歳児クラスまでの対象の子供 | | | | |
| | クラス | 生年月日（令和 8 年度の場合） | | | |
| | 0 歳児クラス | 令和 7 年 4 月 2 日以降 | | | |
| | 1 歳児クラス | 令和 6 年 4 月 2 日～令和 7 年 4 月 1 日 | | | |
| | 2 歳児クラス | 令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日 | | | |
| （一時保育の対象年齢は 0 歳から未就学児まで、定員 6 名） | | | | | |
| 定員等 | 48 名 | | | | |
| | ・とちょう保育園は、新宿区認可の事業所内保育所で、職員等が対象の「従業員枠」と、地域の方が対象の「地域枠」の 2 種類の利用形態があります。新宿区在住の方でも、「従業員枠」で内定が出た場合は、「地域枠」の利用調整対象外となります。 | | | | |
| | なお、「従業員枠」で利用する場合も、居住地の区市町村において保育の必要性和保育の必要量の認定を受ける必要があります。 | | | | |
| | 項目 | 0 歳児 クラス | 1 歳児 クラス | 2 歳児 クラス | 合計 |
| | 従業員枠（都職員・近隣企業等従業員） | 6 名 | 9 名 | 9 名 | 24 名 |
| 地域枠（新宿区民） | 6 名 | 9 名 | 9 名 | 24 名 | |
| 合計 | 12 名 | 18 名 | 18 名 | 48 名 | |
| 近隣企業等従業員の募集見込数 （令和 7 年 10 月 1 日現在） 令和 8 年 4 月入園の場合 | 3 名 | 4 名 | 3 名 | - | |
| [令和 8 年度の利用対象者] 入園を希望する子供が次の①又は②に該当する場合 ①令和 8 年 4 月 1 日現在 0 歳（入園希望月 1 日に生後 57 日目以上）から 2 歳以下 ②令和 8 年 4 月 2 日以降出生し、入園希望月 1 日に生後 57 日目以上 | | | | | |
| 開所日等 | 月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）を除く。） 基本保育：午前 7 時～午後 6 時 延長保育：午後 6 時～午後 10 時 | | | | |

とちょう保育園の利用に関しては、7（1）をご覧ください。

3 協定について

(1) 概要

① 意義

事業所内保育所は、複数の事業主等が合同で設置することが可能です。この場合、認可を受ける設置者となる事業主（主たる設置・運営主体である事業主）を1つに特定することに加え、従業員枠の配分・利用方法、運営コスト負担及び協定期間について取り決めを行っておく必要があり、また、これらの内容を協定書等の形で締結し、明確にしておくことが必要となります。

そのため、事業団ととちょう保育園を利用される事業主等（以下、「利用企業等」という。）との間で、主たる設置・運営主体を事業団とした上で、利用方法、費用負担額、協定期間等を規定した協定を締結します。

② 従業員枠の配分

利用企業等は、従業員枠の年齢別定員の半数程度を利用することができます。ただし、利用企業等の利用希望数が半数を下回った場合で、都の利用希望があった時は、都がその枠を利用することができるものとします。

③ 協定期間

協定締結日から令和11年(2029年)3月31日までとします。

(2) 利用企業等の対象

都内に事業所を有する企業等を対象（営利法人・非営利法人とも可、従業員を有する個人事業主も対象）とします。

また、企業等又はその代表者が、下記事項を満たしている必要があります。本募集以降に下記事項が満たせなくなった場合、応募及び利用資格を取り消すことがあります。

- ・ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと
- ・ 会社の整理及び特別清算の開始がなされていないこと
- ・ 破産、再生手続開始及び更生手続開始の申立てがなされていないこと
- ・ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと
- ・ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ・ 東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱の措置を受けていないこと
- ・ その他、とちょう保育園の応募及び利用に当たって事業団が不適当と認める事実がないこと

(3) 協定締結後

（一財）東京都人材支援事業団ホームページに企業名を掲載します。

また、年1回、都庁内保育所の運営に関する情報提供等を行います（会議開催又は資料送付）。

4 利用方法

(1) 実績利用

3（1）②従業員枠の配分の範囲内で、利用企業等の状況に応じ、月単位で利用できます。

(2) 企業等負担

利用者の子供の入園する月に、利用する月数分の企業負担額を請求します。その後、利用状況により企業負担額に変更が生じた場合は精算を行います。

| 利用月数 | 1人あたりの負担額（税込） | |
|--------|---------------|---------|
| | 0歳児 | 1・2歳児 |
| 1か月あたり | 40,000円 | 30,000円 |

(3) 利用者負担（保育料）

利用者には、利用者が居住する自治体が所得に応じて決定する保育料を企業等負担とは別に負担していただきます。保育料の徴取は、事業団が利用者から直接行います。

※ 東京都は、都内全ての家庭における子供の保育料等無償化を実現（所得制限なし）していることから、基本保育料は無償化となります。
 なお、延長保育料、その他の実費は、無償化の対象外です。

(4) 利用調整

① 当初利用調整

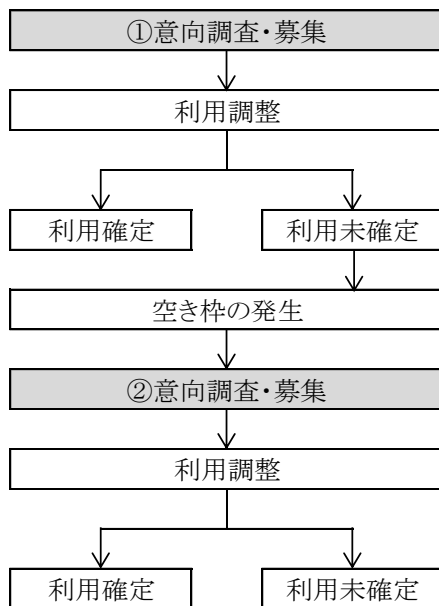
事業団は、毎年10月以降に、全協定締結企業等に対して実績利用の利用意向調査（継続利用を含む。）を行います。共同利用の応募申込時に利用希望調査票等の提出があった場合は、協定締結と利用調整を同時期に行います。

② 期中利用調整

事業団は、全協定締結企業等に対して、とちょう保育園の毎月の利用状況を情報提供します。利用枠に空きがある場合、もしくは年度途中で新たに利用枠に空きが生じた場合、情報提供と合わせて、利用意向調査及び募集を行います。空き枠を超える利用意向があった場合は、次のaからeまでの優先順位により利用企業等を決定します。

- a 当年度における利用月数が最も長いこと
- b 利用企業等に利用実績がないこと
- c 利用企業等に利用実績はあるが、利用意向調査に対して回答した利用希望期間に利用がないこと
- d 利用企業等に利用実績があり、利用希望期間に利用があるが、利用希望期間における利用枠数が少ないこと
- e 抽選

【利用調整のフロー（イメージ図）】



| | | 0歳児 クラス | 1歳児 クラス | 2歳児 クラス |
|---|--------|------------|------------|------------|
| ① | 4月入園募集 | 3 | 4 | 4 |
| | 4月入園希望 | 3 | 2 | 1 |
| | 4月入園内定 | 3 | 2 | 1 |
| | 空き枠 | 0 | 2 | 3 |
| ② | 5月入園募集 | 募集なし | 2 | 3 |
| | 5月入園希望 | - | 1 | 2 |
| | 5月入園内定 | - | 1 | 2 |
| | 空き枠 | 0 | 1 | 1 |

5 今後の予定

(1) 応募申込受付

令和7年10月1日（水）から令和7年11月7日（金）まで

※受付終了後、申込希望の場合は、令和10年10月31日（火）までにお申し込みください。

(2) 利用企業等決定

受付完了から約2か月後

【令和8年4月入園について】

現協定締結企業及び令和7年11月下旬までにご連絡をいただいた企業様へ別途ご案内します。

※令和8年5月以降の入園募集は、空き枠がある場合に行います（3月入園はありません。）。

空き状況は、（一財）東京都人材支援事業団のホームページに掲載します。

※出産前の申込みについて

利用意向調査時点で保護者が出産前で、出産予定日から利用希望月1日に生後57日目以上となる予定の場合、出産前に当該保護者を利用希望保護者とする利用意向調査の回答を受け付けます。この場合、提出書類のうち子供に関する情報以外を記入・ご用意のうえ、写しを事業団に提出し、原本は協定締結企業において保管してください。出産後、速やかに事業団にご連絡のうえ、原本に子供に関する情報を記入の上、ご提出ください。なお、出産予定日に変更となった場合や出産日によっては、入園希望月を変更していただく場合があります。

入園内定後の手続については、7(2)をご覧ください。

6 応募方法

(1) 応募書類の提出

募集日程の申込締切日までに、次の該当書類を提出してください。

| | 応募書類 | 備考 |
|---|--|--|
| 1 | 【様式1】とちょう保育園の共同利用に係る応募申込書 | |
| 2 | 【様式2】基本情報及び連絡先 | データ提出可。 |
| 3 | (法人の場合) 法人登記事項証明書 1部 | 提出日時点で3か月以内に発行された履歴事項全部証明書 |
| 4 | (個人事業主の場合) 個人事業の開業届出書の写し 1部 (「給与等の支払の状況」を記載したもの) | 開業届出書に「給与等の支払の状況」を記載していない場合は、給与支払事務所等の開設届出書でも可。 |
| 5 | 法人(個人事業主)の概要・沿革が分かる資料 | パンフレット等で可。データ提出可。 |
| 6 | 国税及び地方税の納税証明書 1部 | <ul style="list-style-type: none"> ・国税【法人税、消費税及び地方消費税】直近3か年分の「納税証明書(その1)」、「納税証明書(その4)」及び「滞納処分を受けたことのない証明」 ・地方税【法人事業税】直近3か年分の「納税証明書」 ※提出日時点で3か月以内に発行されたもの。電子証明書でも可。 |
| 7 | (質問がある場合) 質問票 | データ提出可。 |
| 8 | (入園希望者がいる場合) 【様式3】利用意向調査票 【様式4】児童状況票 | データ提出可。 |

- ・応募書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- ・別途、事業団が必要とする書類の提出を求めることがあります。
- ・提出された応募書類は返却できません。事業団の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- ・書類は、A4判での作成を基本とします(別途、サイズを指示するものを除きます)。

(2) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。
- ② 応募申込書提出後、応募を取り下げられる場合には、「辞退届」(様式任意)を提出してください。
- ③ 応募書類に記載されている事項に虚偽があることが判明した場合、失格となることがあります。
- ④ 育児休業取得中(予定)の申込みについて
入園が決定した場合、利用者は居住する区市町村の定める時期までに職場に復職していただくことが申込みの条件です。復職できないときは、理由にかかわらず入園の内定・決定が取消となります。

(3) 個人情報の取扱い

応募に際し記載された個人情報は、とちょう保育園利用企業の選考に関する範囲内のみで利用します。当該個人情報については、個人情報に関する法令、条例及び事業団の規定により適切に管理し、法令等による除外事項を除き目的外利用及び第三者提供を行うことはありません。

(4) その他

希望される場合は、日程調整の上、個別で説明を行いますので、下記までご連絡ください。

<問合せ・書類提出先> 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎北塔 36 階
一般財団法人東京都人材支援事業団 業務部管理課保育所運営担当
電話：03 (5320) 7428 メール：hoiku@tokyo-jinzai.or.jp

7 参考

(1) とちょう保育園の利用

| | |
|----------------------|---|
| 利用期間 | 利用者の居住地の区市町村において認定された保育を必要とする事由に応じて、居住地の区市町村が定める期間、とちょう保育園を利用することができます。ただし、最長で満3歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の末日までとなります。 |
| 利用開始日 | 利用開始日（入園日）は毎月1日になります。月途中の入園はできません。 |
| 基本保育 利用時間 | 利用者の居住地の区市町村が認定した保育必要量（①保育標準時間認定の場合は基本保育時間内で最長11時間、②保育短時間認定の場合は基本保育時間のうち午前9時から午後5時まで最長8時間）の範囲内で、利用者の就労時間・通勤時間や子供の状況を踏まえて園長が決定します。居住地の区市町村が認定した保育必要量を超えて保育を必要とする場合は、延長保育の申込みをすることができます。 |
| 慣れ保育 | 入園後およそ1週間程度は保育時間を短くし、子供の様子を確認しながら、徐々に通常の保育時間に近づけていく期間（慣れ保育）を設けます。この期間については、子供の状況を見ながら園長が判断します。 |
| 延長保育 | 基本保育の時間を超えて保育を必要とする場合は、別途延長保育の申込みが必要です。 【定期利用】 定員15名（0歳児クラス3名 1歳児クラス6名 2歳児クラス6名） ・事前に登録手続を行った上で、予約が必要です。 【スポット利用】 定員3名（0歳児クラスは1名まで） ・事前登録は不要ですが、予約（当日受付・先着順）が必要です。 なお、0歳児クラスは、満1歳以上かつ離乳食を完了していることが利用条件となります。 また、保育短時間認定を受けている場合で、午前9時～午後5時以外の時間帯に利用する場合は、基本保育の時間内であっても延長保育となり、別途料金がかかります。この場合の延長保育の取扱いについては、内定後お知らせします。 |
| 基本保育料 (利用者負担分) | 基本保育料は、居住する区市町村が定める保育料と同額です。支払いは、月払いで口座振替になります。口座振替日は、原則、対象月の翌月10日（ただし、金融機関が休業日の場合は、翌営業日）になります。 なお、延長保育料、実費徴収等の金額・支払いについては、別に定めます。 ※ 東京都は、都内全ての家庭における子供の保育料等無償化を実現（所得制限なし）していることから、基本保育料は無償化となっております。 なお、延長保育料、その他の実費は、無償化の対象外です。 |
| 保育の実施 の停止 (休園) | 年度内に1回、最長で2か月間です。2か月を超える停止（休園）となる場合は退園となります。休園する場合は、事前に「家庭状況等変更届」を提出していただきます。また、停止（休園）中も保育料がかかります。（日割り計算は行いません。） |
| 次年度継続 通園の希望 確認 | 毎年12月頃に提出していただく家庭状況届により、次年度の継続通園の希望状況（継続通園するか退園するか等、保護者の方の意向）を確認します。 |
| 保護者支援 サービス | 働く保護者を強かに支援する本園独自のサービスメニューを提供（希望制） ① 体調不良児への対応・・・登園後の発熱等の体調不良児に対し、保護者が勤務終了後に迎えに来るまでの間、常駐の看護師が対応します。その際、必要に応じて遠隔地にいる医師がライブカメラ等を用いて看護師に助言し、子供の体調管理に配慮します。 ② 手ぶらで登園（荷物軽減サービス）・・・紙おむつの提供・処分、衣服の準備・洗濯のほか、寝具のレンタルサービスを実施します。（有料・希望制） ③ モーニングカフェ（午前7時から8時）・・・通勤ラッシュ等を避けて早朝登園する親子に対して朝食を提供します。（有料・希望制・定員有） |
| 連携施設 | とちょう保育園は2歳児クラスまでの保育所のため、満3歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の末日に卒園となります。「従業員枠」で利用されている場合、卒園後の連携施設の設定はありません。居住地の区市町村の保育所を卒園後の保育所として検討される場合は、居住地の区市町村にご相談ください。 （「地域枠」の連携施設は、認定こども園新宿ベアーズです。） |

(2) 協定締結・入園内定後の手続

- ・入園内定のご連絡の際に、今後の手続についてご案内します。
その際、以下の書類の提出をお願いする予定です。

(4月入園の場合)

| | 書類 | 対象者 | 提出期限 |
|---|---|------------------|---|
| 1 | 保育認定・支給認定申請に関する確認書(別紙1) | 入園内定者 (各家庭1枚) | 令和8年1月30日(金) ※1 提出期限に間に合わない場合、面談時に提出 |
| 2 | 保育認定・支給認定証(写) (令和8年3月末日に居住予定の自治体が発行したもの) | 入園内定者 | |
| 3 | 入園意向に関する確認書(別紙2) | 入園内定者 (各家庭1枚) | |
| 4 | 復職証明書(様式10又は区市町村様式の「復職証明書(写)」) ※2 | 育児休業取得中の保護者 | 職場に復職(居住する自治体の定める期日まで)後2週間以内 |

※2 提出書類に記入する産休・育休中の場合の職場復職予定日は、取得可能な最長の育児休業を取得して復職した場合の日付が記入してあっても構いません。復職の時期は、協定締結企業と利用希望保護者とで確認をしていただき、入園が決定した場合は、利用者は育児休業期間を短縮して居住する区市町村の定める時期までに職場に復職していただきます。

- ・とちょう保育園において健康診断と個別面談を受けていただき、集団保育が可能と判断された場合、入園が決定となります。健康診断と個別面談は、事業団の指定する日程で受けていただきます。

| | 健康診断・個別面談等 | 入園決定 |
|--------|----------------|------------|
| 4月入園 | 2月上旬～下旬 | 3月上旬～中旬 |
| 5～2月入園 | 入園希望月の2か月前(下旬) | 入園希望月の前月上旬 |

以下の書類について、健康診断・個別面談当日にご提出いただくよう、ご案内する予定です。
(とちょう保育園における各種手続及び延長保育のご案内もお渡しします。)

| | | |
|------------------|--------------------------------------|---------------|
| 契約書(2部) | | |
| 重要事項説明書 | | |
| 同意書等 | ①同意書 | |
| | ②個人情報使用・第三者提供同意書 | |
| | ③とちょう保育園個人情報の利用目的について | |
| | ④とちょう保育園における撮影、新聞・テレビ等の取材について | |
| | ⑤体調不良児対応型病児保育におけるライブカメラ使用に関する同意書 | |
| 健康状態・家庭状況確認関係書類等 | ①身長グラフ・体重グラフ | ⑦児童健康記録 |
| | ②問診票 | ⑧児童票 |
| | ③食品進行表 | ⑨生活時間しらべ(0歳児) |
| | ④園児引取り人届出提出のお願い | ⑩0歳児アンケート |
| | ⑤家庭調査票 | ⑪食事しらべ(1・2歳児) |
| | ⑥緊急時のメール連絡について | |
| 保育料等支払関係書類 | ①【とちょう保育園】保育料・利用料の支払い ②預金口座振替申込書 | |
| 保護者支援の申込書 | ①洋服レンタル・洗濯サービス ②寝具リース ③おむつサービス | |